

# マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

マイナンバーカードの利便性を高めるため、健康保険証として利用できるように準備が進められています。

医療機関や調剤薬局では、順次必要な機器を導入し、令和3年3月の利用開始予定時には、全国の医療機関や薬局の6割程度、令和5年3月末にはおおむね全ての医療機関などでの導入を目指すこととされています。

## ■健康保険証としての利用には事前に登録が必要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込みはマイナンバーでできます。

(注意) パソコンからマイナポータルにアクセスする場合は、ICカードリーダーが必要となります。※役場に事前登録用のパソコンがありますので、ご相談ください。

## よくある質問

### マイナポータルとは何ですか？

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きができたり、行政機関からのお知らせを確認できます。

### マイナポータルでの事前登録方法は？

マイナンバーカードを用意して、パソコンやスマートフォンからマイナポータルに電子証明書をを用いてログインし、健康保険証の「利用者登録」を行ってください。

### マイナンバーカードを健康保険証として利用するとこれまでと何が変わりますか？

就職や転職などの際には、これまでどおり保険者への健康保険の加入・脱退・変更の手続きは必要ですが、マイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいれば、保険者への手続きが完了次第、新しい「健康保険証」の発行を待たずに受診することができます。また、医療機関がオンラインにより医療保険資格を確認するため、「高齢受給者証」や高額療養費の「限度額適用認定証」などの持参が不要になります。

### 病院の窓口では、マイナンバーカードを使ってどのように受付するのですか？

医療機関や薬局の受付で、患者自らがマイナンバーカードをカード読み取り機にかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認し本人確認を行います（患者に4桁の暗証番号を入力いただくこともあります）。

その後マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険の資格をオンラインで確認します。

なお、医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

### 健康保険証は使えなくなり、マイナンバーカードがないと受診できないのですか？

これまでどおり「健康保険証」でも受診できます。

### マイナンバーカードを持てば健康保険証は持たなくてもいいですか？

マイナンバーカードの対応機器を導入している医療機関・薬局などでは、「健康保険証」を持たなくても受診できます。

対応機器は順次導入となる予定ですが、導入されていない医療機関・薬局では、これまでどおり「健康保険証」が必要になります。

### マイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関・薬局はどうすれば知ることができますか？

厚生労働省ホームページで、マイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関・薬局がわかるように周知される予定です。

### マイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として使えますか？

あらかじめマイナポータルから「健康保険証としての利用申し込み」の登録が必要です。

なお、令和3年3月以降、医療機関や薬局の窓口を設置されるカード読み取り機で保険証の利用登録ができるようになる予定です。

お問い合わせ先：住民生活課 生活グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812